

町長メッセージ

神奈川県は、新型コロナウイルスの感染状況が大きく改善し、ステージIIの水準まで下がったことを受け、昨年12月から継続してきた特措法に基づく飲食店等の営業時間の短縮要請などについて10月24日をもって解除しました。しかしながら新型コロナウイルス感染症が終息したわけではないことから、新規感染者のリバウンド（再拡大）を防止するため、10月25日から11月30日までを「基本的対策徹底期間」として位置づけ、引き続き、緊張感をもって基本的な感染防止対策をとることとしています。

本町におきましても、9月14日以降感染者は確認されておりません。これはひとえに町民の皆さま、事業者の皆さまが感染防止対策に取り組まれている努力の結果であると思っており、感謝申し上げます。

これらの状況から、町立施設の運営・利用制限について利用時間を通常どおりとしますが、感染のリバウンド（再拡大）防止の観点から一部制限を当面の間継続することとしました。ご利用時には、引き続き「3つの密」を回避するとともに、基本的な感染対策にご協力をお願いいたします。

また、ワクチン接種を受けたからといっても感染を完全に防げるものではありませんので、引き続き、外食する際は、マスク飲食や1組4人以内または同居の家族とするなど感染予防に努めるとともに、普段からM（適切なマスク着用）・A（アルコール消毒）・S（アクリル板で遮蔽）・K（距離と換気）の基本的な感染防止対策を心がけていただきますようお願いいたします。

再び医療ひっ迫を引き起こさないよう気を緩めることなく、国から示されている「新しい生活様式」を各自の日常に取り入れるとともに、各業界や県が策定した「感染拡大防止ガイドライン」などを踏まえた事業運営の徹底をお願いいたします。

今後も引き続き、町民の皆さま、事業者の皆さまへの支援、感染防止対策等に取り組みながら、暮らしと観光が両立した賑わいある観光地・箱根を目指してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和3年10月25日

箱根町長 勝俣浩行